

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	地域センター受付システムの開発等について
----	----------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【諮問】

- ◇第 16 条第 1 項本文（電子計算機による個人情報の処理開発、変更）
- ◇第 17 条第 1 項第 4 号（外部電子計算機との結合）

【報告】

- ◇第 14 条第 1 項（業務委託）

事業の概要

事業名	地域センター受付システム
担当課	特別出張所（保有課）及び生涯学習コミュニティ課
目的	地域センター貸出施設（以下「貸出施設」という。）の利用者（以下「利用者」という。）の利便性を向上させ、貸出施設の利用機会の拡大を図る。
対象者	利用者
事業内容	<p>1 従来、登録団体（※1）の情報については、各地域センターにおいて、紙媒体により処理し、及び管理している（平成17年度第8回、平成18年度第8回及び平成21年度第4回本審議会了承事項）。しかし、当該事務が煩雑しているため、システムの導入による事務の効率化を図る必要がある。システムの導入にあたっては、総合受付システム（以下「レガスシステム」という。※2）と同一のサーバを使用する内容のカスタマイズにより、経費削減を図ることとする。地域センター受付システム（以下「受付システム」という。）は、レガスシステムと同一のサーバを使用して運用するため、レガスシステムと結合させ、登録団体の情報に係る登録及び管理を行う。</p> <p>※1 登録団体とは、新宿区立地域センター条例第20条に規定する区民のコミュニティ活動を目的とする団体であり、指定管理者の承認を受けたものである。</p> <p>※2 レガスシステムとは、公益財団法人新宿未来創造財団が保有するシステムであり、区内の生涯学習及びスポーツ施設の利用申請及び利用承認に係る業務をインターネットで行うために開発されたものをいう。</p> <p>2 従来、各地域センターの窓口において紙媒体により行われていた貸出施設及び貸出施設の附帯設備（以下「貸出施設等」という。）に係る「利用申請」が、当該利用申請者のパソコン及び地域センターの窓口に設置される窓口端末により、インターネットを通じて行うことができるようにする。また、利用申請者のパソコン及び窓口端末により、貸出施設等の空き状況の確認も行うことができるようにする。さらに、貸出施設等の利用者のうち、「公用及び葬儀」を目的とする利用以外の利用者については、当該利用者本人の希望に基づき、受付システムに当該利用者に係る情報の登録及び管理を行い、継続して利用申請する際の利便性を図る。</p> <p>3 上記1及び2により蓄積された受付システム内の処理実績を活用し、貸出施設等に係る利用件数及び利用率の統計処理を行う。</p> <p>※ 事務分担について</p> <p>1 特別出張所の事務（※ 各特別出張所が、それぞれ地域センターを所管する。）</p> <p>① 利用団体及び一般利用者の登録業務、利用申請に係る業務、当該登録業務及び利用申請に係る業務に関する統計処理</p> <p style="padding-left: 20px;">※ 地域センター指定管理者への委託事務</p> <p>② 地域センター指定管理者との調整、受付システムに係る仕様の作成</p> <p>2 生涯学習コミュニティ課の事務（※ 地域センター全体の調整事務を所管する。）</p> <p style="padding-left: 20px;">受付システムの開発及び運営に係る予算、支払事務、レガスシステムに関する新宿未来創造財団との調整、受付システム機器に係るリース契約</p> <p>※ 対象者数（見込み）</p> <p style="padding-left: 20px;">登録団体：約3,200団体 一般利用者：約800人</p>

件名 地域センター受付システムの開発について

保有課(担当課)	特別出張所
登録業務の名称	地域センター受付システム
記録される情報項目(だれの、どのような項目が、どこのコンピュータに記録されるのか)	<ol style="list-style-type: none"> 1 個人の範囲 登録団体及び貸出施設等の利用者 2 記録項目(貸出施設等の利用者については下記②の記録項目) <ol style="list-style-type: none"> ① 代表者に係る記録項目 氏名、住所、電話番号(自宅・携帯) ② 連絡担当者に係る記録項目 氏名、住所、電話番号(自宅・携帯)、メールアドレス 3 記録するコンピュータ レガシステムを格納しているサーバが設置されているデータセンター(民間事業者の運営)
新規開発・追加・変更の理由	<p>従来、登録団体の情報については、各地域センターにおいて、紙媒体により処理し、及び管理していたが、事務が煩雑しているため、システムの導入による事務の効率化を図る必要がある。また、従来、各地域センターの窓口において紙媒体により行われていた貸出施設等に係る「利用申請」が、当該利用申請者のパソコン及び窓口端末により電磁的に行うことができるようにし、利用者の利便性を向上させる。さらに、受付システム内の蓄積された処理実績を活用し、貸出施設に係る利用件数及び利用率の統計処理を行うこととする。</p>
新規開発・追加・変更の内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 レガシステムを活用して開発する機能 <p>管理者機能：①管理業務 ②利用者登録業務 ③予約業務 ④統計情報業務を処理する機能</p> <p>利用者機能：①空き貸出施設等の検索 ②空き貸出施設等の利用申請 ③登録団体の利用申請情報検索 ④登録団体の納入済情報検索の機能</p> 2 レガシステムに備わっていないため、新規に開発する機能 <p>管理者機能：①カレンダー機能(貸出施設等の1か月の空き状況を一覧で表示)</p> <p>利用者機能：①カレンダー機能(上記と同様) ②利用者が1か月に利用できる回数の上限を設定する機能</p> 3 各地域センターで保管している登録団体の情報を受付システムに移行する。 4 管理者用パソコンとレガシステムをインターネットで連携させ、上記1及び2の管理者機能を使用できるように設定する。 5 窓口端末でインターネット接続により上記1及び2の利用者機能を使用できるように設定する。 6 登録団体及び一般利用者のパソコンで、インターネット接続により上記1及び2の利用者機能を使用できるようにする。 <p>※ 窓口端末は、利用申請機能のみを有する。</p>
開発等を委託する場合における個人情報保護対策	<ol style="list-style-type: none"> 1 当該開発に係る受託者は、個人情報を取扱う部署ごとに管理責任者を置き、日本工業規格 JIS Q 15001:2006「個人情報保護マネジメントシステム—要求事項」に準拠した適切な個人情報の取扱いを実施する。 2 当該開発に係る受託者の本業務担当者は、当該開発に係る受託者が定めた個人情報の取扱いに関する規定に従って業務を遂行する。 3 当該開発に係る受託者は、プライバシーマークを取得するとともに、本業務を遂行するにあたり遵守すべき事項を制定し、実施する。
新規開発・追加・変更の時期	<p>平成25年 4月 新宿未来創造財団との協定締結・開発開始</p> <p>平成25年 7月 管理者機能に係る運用の開始(仮稼働開始)</p> <p>平成25年10月 利用者機能に係る運用の開始(本稼働開始)</p>

件名 地域センター受付システムの外部結合について

保有課 (担当課)	特別出張所
登録業務の名称	地域センター受付システム
結合される情報項目 (だれの、どのような項目か)	<p>【登録団体に係る情報項目】</p> <p>① 代表者に係る記録項目 氏名、住所、電話番号 (自宅・携帯)</p> <p>② 連絡担当者に係る記録項目 氏名、住所、電話番号 (自宅・携帯)、メールアドレス</p> <p>【貸出施設等の利用者に係る情報項目】</p> <p>氏名、住所、電話番号 (自宅・携帯)、メールアドレス</p>
結合の相手方	公益財団法人新宿未来創造財団
結合する理由	受付システムの導入にあたり、レガスシステムと同一のサーバを使用する内容のカスタマイズにより、経費削減を図るため
結合の形態	指定管理者は、地域センター内の管理者用パソコン・窓口端末からインターネットに接続し、データセンター (レガスシステムと同一のサーバ) 内の受付システムに蓄積された「登録団体に係る情報」及び「貸出施設等の利用者に係る情報」の管理を行う (資料3-1のとおり)。
結合の開始時期と期間	平成25年10月1日から (以降継続)
情報保護対策	<p>1 管理者用パソコンには、コンピュータウイルスを除去する機能及び外部からの不正侵入防止する機能を備えたソフトウェアを導入する。</p> <p>2 窓口端末は、タッチパネル専用のコンピュータ及びソフトウェアを導入し、貸出施設等の利用申請画面以外のサイトの閲覧を制限する。</p> <p>3 地域センター受付システムを使用する際には、パスワードによる確認を行う。</p> <p>4 システムを操作する職員 (指定管理者) には、個人情報保護及び管理を十分認識するよう研修・指導を実施する。</p>

件名 地域センター受付システムに係る開発業務等の委託について

保有課(担当課)	特別出張所
登録業務の名称	地域センター受付システム
委託先	公益財団法人新宿未来創造財団
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	【登録団体に係る情報項目】 ① 代表者に係る記録項目 氏名、住所、電話番号(自宅・携帯) ② 連絡担当者に係る記録項目 氏名、住所、電話番号(自宅・携帯)
処理させる情報項目の記録媒体	電磁的媒体
委託理由	<p>現在、レガスシステムは、インターネットを利用して区内の生涯学習・スポーツ施設の利用申請をすることができ、受付システムに必要な機能を備えている。受付システムの導入にあたり、レガスシステムと同一のサーバを使用する内容のカスタマイズにより、経費を削減することができる。</p> <p>レガスシステムをカスタマイズし、受付システムとして開発するためには、レガスシステムを所管する新宿未来創造財団と契約を締結する必要がある。</p>
委託の内容	<p>1 受付システムの開発にあたり、既に稼働しているレガスシステムの運用及び改修業務の遂行に係るスケジュール調整を行う。</p> <p>2 次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) レガスシステムを活用して開発する機能の開発 管理者機能：①管理業務 ②利用者登録業務 ③予約業務 ④統計情報業務を処理する機能 利用者機能：①空き貸出施設等の検索 ②空き貸出施設等の利用申請 ③登録団体の利用申請情報検索 ④登録団体の納入済情報検索の機能</p> <p>(2) レガスシステムに備わっていないため、新規に開発する機能の開発 管理者機能：①カレンダー機能(貸出施設等の1か月の空き状況を一覧で表示) 利用者機能：①カレンダー機能(上記と同様) ②利用者が1か月に利用できる回数上限を設定する機能</p> <p>(3) 区及び指定管理者(地域センター(管理)運営委員会)が作成した登録団体に係る現行の登録情報(紙)の電子データの受付システムへの移行</p> <p>(4) 管理者用パソコンとレガスシステムとのインターネットでの連携及び管理者機能の使用を可能とする設定</p> <p>(5) 窓口端末をインターネット接続により利用者機能の使用を可能とする設定</p> <p>(6) 登録団体及び一般利用者のパソコンでインターネット接続により利用者機能の使用を可能とする設定</p>
委託の開始時期及び期限	平成25年7月1日から同年9月30日まで
委託にあたり区が行う情報保護対策	契約にあたり「特記事項(別紙1及び2)」を付す。
受託事業者に行わせる情報保護対策	<p>1 取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定する。</p> <p>2 受付システムの使用におけるID、パスワードを設定する。</p>

特 記 事 項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(適正収集)

- 3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(本人収集及び利用目的の明示)

- 4 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(収集禁止事項)

- 5 乙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。
 - (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
 - (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
 - (3) 犯罪に関する事項
 - (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 6 乙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

(適正な管理)

- 7 乙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 8 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

- 9 乙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りではない。

10 乙は、乙から個人情報を取り扱う業務の委託を受けたもの（以下「再委託先」という。）に対して、当該業務に従事している者及び従事していた者に次のことを周知しなければならない。

ア 当該業務又は事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと。

イ 新宿区個人情報保護条例（平成 17 年新宿区条例第 5 号）第 43 条（個人の秘密に属する保有個人情報の提供に係る罪）、第 44 条（不正な保有個人情報の提供又は盗用に係る罪）の罰則の適用があること。

11 甲は、必要に応じて直接再委託先に報告を求め、調査を行い、指導することができる。乙は、再委託先との契約書に当該条項を明記しなければならない。

12 乙は、再委託先との契約書に別紙委託者の再委託用の特記事項に掲げる事項を明記しなければならない。

（資料等の返還等）

13 乙は、この契約の終了後は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を甲に返還し、又は引き渡すものとし、乙が業務を行うに当たり乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。

（業務に関する報告）

14 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

（監査）

15 乙は、業務に関する個人情報の管理状況について、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

（従業員に対する教育）

16 乙は、乙の従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

（事故発生時等における報告）

17 乙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

（公表）

18 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

（損害の賠償）

19 乙は、第 1 項から第 17 項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

特記事項

(基本的事項)

- 1 丙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(甲、乙及び丙の意義)

- 2 この特記事項において、「甲」、「乙」及び「丙」とは、それぞれ次の各号に定めるものをいう。

- (1) 甲 新宿区長
- (2) 乙 公益財団法人新宿未来創造財団
- (3) 丙 乙から個人情報を取り扱う業務の委託を受けたもの

(秘密の保持)

- 3 丙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(適正収集)

- 4 丙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(本人収集及び利用目的の明示)

- 5 丙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(収集禁止事項)

- 6 丙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。
 - (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
 - (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
 - (3) 犯罪に関する事項
 - (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 7 丙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

(適正な管理)

- 8 丙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 9 丙は、業務を行うために乙から提供され、又は丙が収集した個人情報を複写し、又は複製しては

ならない。

(再委託の禁止)

10 丙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。

(資料等の返還等)

11 丙は、この契約の終了後は、業務を行うために乙から提供され、又は丙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を乙に返還し、又は引き渡すものとし、丙が業務を行うに当たり丙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。

(業務に関する報告)

12 丙は、乙の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

(監査)

13 丙は、業務に関する個人情報の管理状況について、乙の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従業員に対する教育)

14 丙は、丙の従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

(事故発生時等における報告)

15 丙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(甲の報告要求、調査及び指導)

16 甲は、必要に応じて直接丙に報告を求め、調査を行い、指導することができる。

(公表)

17 甲は、丙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

18 丙は、第1項及び第3項から第16項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲、乙又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

件名 地域センター受付システムに係る開発業務等の再委託について

保有課(担当課)	特別出張所
登録業務の名称	地域センター受付システム
委託先(再委託先)	株式会社ワイイーシーソリューションズ
委託(再委託)に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	【登録団体に係る情報項目】 ① 代表者に係る記録項目 氏名、住所、電話番号(自宅・携帯) ② 連絡担当者に係る記録項目 氏名、住所、電話番号(自宅・携帯)
処理させる情報項目の記録媒体	電磁的媒体
委託(再委託)理由	下記業務を行うには、専門的、技術的ノウハウが必要である。 上記再委託先は、現にレガシステムの開発及び保守業務に従事している業者であり、レガシステム全体に精通しており、下記業務を効率的に行うことができる。
委託(再委託)の内容	1 レガシステムを活用して開発する機能の開発 管理者機能：①管理業務 ②利用者登録業務 ③予約業務 ④統計情報業務を処理する機能 利用者機能：①空き貸出施設等の検索 ②空き貸出施設等の利用申請 ③登録団体の利用申請情報検索 ④登録団体の納入済情報検索の機能 2 レガシステムに備わっていないため、新規に開発する機能の開発 管理者機能：①カレンダー機能(貸出施設等の1か月の空き状況を一覧で表示) 利用者機能：①カレンダー機能(上記と同様) ②利用者が1か月に利用できる回数の上限を設定する機能 3 区及び指定管理者(地域センター(管理)運営委員会)が作成した登録団体に係る現行の登録情報(紙)の電子データの受付システムへの移行 4 管理者用パソコンとレガシステムとのインターネットでの連携及び管理者機能の使用を可能とする設定 5 窓口端末をインターネット接続により利用者機能の使用を可能とする設定 6 登録団体及び一般利用者のパソコンでインターネット接続により利用者機能の使用を可能とする設定
委託(再委託)の開始時期及び期限	平成25年7月1日から同年9月30日まで
委託(再委託)にあたり区が行う情報保護対策	1 委託先と再委託先との契約にあたり「特記事項(別紙2)」を付す。 2 必要に応じ、区が直接もしくは委託先を通じて立ち入り調査を実施する。
再委託の受託事業者に行わせる情報保護対策	1 再委託先は、個人情報を取り扱う部門ごとに管理責任者を置き、日本工業規格 JIS Q 15001:2006「個人情報保護マネジメントシステム—要求事項」に準拠した適切な個人情報の取扱いを実施する。 2 再委託先は、プライバシーマークを取得するとともに、「お客様対応作業における遵守事項」を制定し、実施する。 3 上記業務の担当者は、再委託先が定めた個人情報の取扱いに関する規定に従って業務を遂行する。

特記事項

(基本的事項)

- 1 丙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(甲、乙及び丙の意義)

- 2 この特記事項において、「甲」、「乙」及び「丙」とは、それぞれ次の各号に定めるものをいう。

- (1) 甲 新宿区長
- (2) 乙 公益財団法人新宿未来創造財団
- (3) 丙 乙から個人情報を取り扱う業務の委託を受けたもの

(秘密の保持)

- 3 丙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(適正収集)

- 4 丙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(本人収集及び利用目的の明示)

- 5 丙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(収集禁止事項)

- 6 丙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。

- (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
- (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
- (3) 犯罪に関する事項
- (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 7 丙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

(適正な管理)

- 8 丙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 9 丙は、業務を行うために乙から提供され、又は丙が収集した個人情報を複写し、又は複製しては

ならない。

(再委託の禁止)

10 丙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。

(資料等の返還等)

11 丙は、この契約の終了後は、業務を行うために乙から提供され、又は丙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を乙に返還し、又は引き渡すものとし、丙が業務を行うに当たり丙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。

(業務に関する報告)

12 丙は、乙の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

(監査)

13 丙は、業務に関する個人情報の管理状況について、乙の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従業員に対する教育)

14 丙は、丙の従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

(事故発生時等における報告)

15 丙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(甲の報告要求、調査及び指導)

16 甲は、必要に応じて直接丙に報告を求め、調査を行い、指導することができる。

(公表)

17 甲は、丙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

18 丙は、第1項及び第3項から第16項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲、乙又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。